



施設基準および診療報酬について

【明細書発行体制加算】

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【一般処方名加算】

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。お薬についてご不明なこと、ご心配なことがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

【外来後発医薬品使用体制加算】

後発医薬品(ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品)の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

患者さまの安全と健康を最優先に考え、医薬品の供給不足に際しても適切な対応を行います。